

## 新庁舎市民開放スペースについて

### 1 目的

庁舎は、新市のシンボルであり、新市まちづくりの核として、新しいまちづくりを進めていくための拠点とするため、市民が交流や発表、そして各種のイベント等に利活用のできる市民開放スペースを5階及び6階に設け、市民に開かれた気軽に利用のできる庁舎とする。

### 2 内容（詳細は別紙）

#### （1）名称

##### 5階

- ・市民サロン
- ・子育てサロン
- ・協働社会創造スペース（市民交流ルーム・市民活動ルームA・市民活動ルームB・市民活動ルームC）

##### 6階

- ・市民ホール
- ・市民ギャラリー

#### （2）利用日

幅広い市民活動に対応できるよう、平日の市役所開庁時間帯だけでなく、夜間や土曜日・日曜日・祝日も開放する。

### 3 影響・効果

庁舎内に市民開放スペースを設けることにより、市民にとって、これまで以上に、行政がより身近なもの実感され、市民と行政とが一体となった協働のまちづくりが促進されていくものと期待される。

### 4 今後の予定

- ・市報3月号別冊（新庁舎特集号）で市民に周知を図る。
- ・（仮称）石巻市本庁舎市民ホール等の一般開放に関する要綱（制定予定）

### 5 担当課

総務部新庁舎建設推進室

新庁舎市民開放スペースに係る利活用の基本的な考え方について(案)

(新庁舎建設推進室)

項目	5 階				6 階	
	市民サロン	子育てスペース	協働社会創造スペース		市民ホール	市民交流スペース
名称	市民サロン	子育てサロン	市民交流ルーム	市民活動ルーム A 市民活動ルーム B 市民活動ルーム C	市民ホール	市民ギャラリー
目的	ガラス張りで展望のよいスペースを、夜間や休日にも多くの市民に利用してもらい、憩いの場所として、また、気軽に待ち合わせや談話ができる場所として、さらには、ミニ情報ライブラリーも兼ね備えた施設とする。	子育て支援対策の一環として、親子が自由に集い、また、子育てサークル等が交流できる場として開設し、さらに、休日において子育て相談業務を実施する。	市民と行政との協働のまちづくりを推進するための多種多様な市民活動団体を支援することを目的に、庁舎内設置のメリットを活かした市民活動の拠点施設とする。	市民と行政との協働のまちづくりを推進するための多種多様な市民活動団体を支援することを目的に、庁舎内設置のメリットを活かした市民活動の拠点施設とする。	市民相互の交流と活動の場を提供するため、市民に開かれ気軽に利用できる多目的な小ホールとする。	市民相互の交流と活動の場を提供するため、市民に開かれ気軽に利用できる多目的なギャラリーとする。
施設概要	テーブルとイスを配置した「展望ラウンジ」と、小グループが気軽に談話ができるような「ミーティングコーナー」、そして、「ミニ情報ライブラリー」として雑誌類の閲覧やインターネットができるようパソコンも設置する。	絵本やブロックなどの遊具を置き、乳幼児が遊べるスペースとして活用する。また、ベビーベット2台を設置し、ゆったりと安心した環境の中で授乳できる授乳室を確保し、さらに休日は、このスペースにおいて気軽な雰囲気の中で「子育て相談」にも対応する。	市民や団体がフリーでNPOや市民活動団体の情報収集や意見交換ができる場、出会う場としての「市民活動情報交流コーナー」のほか、作業スペースとしての機能を有する「市民活動ワークスペース」を設置する。	市民活動を積極的に支援するため、各種会議や研修会、ミーティング等に利用できる貸しスペースで、利用目的に応じて可動間仕切りをオープンにし、市民活動団体の発表の場等としても使用可能である。 開庁時間帯及び議会開会中は、音楽活動は使用不可とする。	各種会議、講演会や研修会、文化活動等ができるよう、音響・照明設備、可動式のステージ、テーブル・椅子、スクリーンなど、各種設備品等を設置し、貸し出しする。 開庁時間帯及び議会開会中は、音楽活動は使用不可とする。	各種の展示や発表などの文化活動、情報発信や会場製品PRイベント等ができるよう、音響設備、可動式のステージ、テーブル・椅子など、各種設備品等を設置し、貸し出しする。 開庁時間帯及び議会開会中は、音楽活動は使用不可とする。
利用形態	フリー	フリー (親子等)	フリー	登録団体 (一般利用可)	市内の団体等 (営業活動、特定の政治、宗教活動等は使用不可)	市内の団体等 (営業活動、特定の政治、宗教活動等は使用不可)
根拠法令				石巻市本庁舎市民ホール等の一般開放に関する要綱(制定予定)	石巻市本庁舎市民ホール等の一般開放に関する要綱(制定予定)	石巻市本庁舎市民ホール等の一般開放に関する要綱(制定予定)
面積・規格	面積 190.0㎡	面積 95.2㎡ (授乳室含む)	面積 47.7㎡	①市民活動ルームA 69.9㎡ 8.0×8.9m ②市民活動ルームB 77.6㎡ 8.1×10.1m ③市民活動ルームC 77.9㎡ 7.6×10.3m *①②③は通して使用可能	面積 176.1㎡ 規格 13.9×12.2m	面積 233.5㎡
定員				①市民活動ルームA 24名 ②市民活動ルームB 30名 ③市民活動ルームC 30名	椅子のみ 200名 テーブル掛け 102名	*椅子だけ並べると250席
使用期間	8:30~21:00 (月曜日~日曜日) ただし、年末年始は除く	9:00~21:00 (月曜日~日曜日) ただし、年末年始は除く	9:00~21:00 (月曜日~日曜日) ただし、年末年始は除く	9:00~21:00 (月曜日~日曜日) ただし、年末年始は除く	9:00~21:00 (月曜日~日曜日) ただし、年末年始は除く	9:00~21:00 (月曜日~日曜日) ただし、年末年始は除く
使用開始日	平成22年3月23日	平成22年3月23日	平成22年4月4日	平成22年4月4日	平成22年4月4日	平成22年4月4日
予約開始日				平成22年3月4日	平成22年3月4日	平成22年3月4日